

議案第十三号

杉並区後期高齢者医療に関する条例

右の議案を提出する。

平成二十年二月十六日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区後期高齢者医療に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、杉並区(以下「区」という。)が行う後期高齢者医療の事務について、法令及び東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成十九年東京都後期高齢者医療広域連合条例第四十四号。以下「広域連合条例」という。)に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(区が行う後期高齢者医療の事務)

第二条 区は、保険料の徴収の事務並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)第二条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第二百二十九号)第六条及び第七条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。

- 一 広域連合条例第十六条の保険料の額に係る通知書の引渡し
- 二 広域連合条例第十七条第二項の保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付

- 三 広域連合条例第十七条第二項の保険料の徴収猶予の申請に対する東京都後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う処分に係る通知書の引渡し
- 四 広域連合条例第十八条第二項の保険料の減免に係る申請書の提出の受付
- 五 広域連合条例第十八条第二項の保険料の減免の申請に対する広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し

六 広域連合条例第十九条本文の申告書の提出の受付

七 前各号に掲げる事務に付随する事務

（保険料を徴収する被保険者）

第三条 区が保険料を徴収する被保険者は、次に掲げる者とする。

一 区内に住所を有する被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第五十五条の規定により広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の被保険者とされた者を除く。）

二 法第五十五条第一項の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等（同項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際区内に住所を有していたもの

三 法第五十五条第二項第一号の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入院等をしている二以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際区内に住所を有していたもの

四 法第五十五条第二項第二号の規定の適用を受ける被保険者であつて、最後に行つた

同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際区内に住所を有していたもの

(普通徴収に係る保険料の納期)

第四条 普通徴収に係る保険料の納期は、七月から翌年三月までの各月の初日から末日までとする。

2 前項に規定する納期により難い被保険者に係る納期は、区長が別に定めることができず。この場合において、区長は、当該被保険者又は連帯納付義務者(法第百八条第二項又は第三項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。)に対しその納期を通知しなければならない。

3 前二項に規定する納期ごとの分割金額に百円未満の端数があるとき又は当該額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又は当該額の全額は、すべて当該年度の最初の納期(広域連合条例第二十条の規定により保険料を賦課する場合にあつては、当該保険料の確定後の最初の納期)に係る分割金額に合算するものとする。

(延滞金)

第五条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が二千円以上(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年十四・六パーセント(当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を

額を加算して納付しなければならぬ。ただし、延滞金額に百円未満の端数があるときはその端数金額を、その金額が千円未満であるときはその全額を、切り捨てる。

2 区長は、被保険者又は連帯納付義務者が納期限までに保険料を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

3 第一項に規定する年当たりの割合は、閏^{しゅん}年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第七条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであつた者が、正当な理由がなく法第三十七条第二項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。

第八条 偽りその他不正の行為により保険料その他法第四章の規定による徴収金（区が徴収するものに限る。）の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料に処する。

附 則

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 平成二十年度における被扶養者であつた被保険者（法第九十九条第二項に規定する被扶養者であつた被保険者をいう。以下同じ。）に係る普通徴収の方法によつて徴収する保険料の納期は、第四条第一項の規定にかかわらず、十月から翌年三月までの各月の初日から末日までとする。
- 3 平成二十年度において、被扶養者であつた被保険者に係る普通徴収の方法によつて徴収する保険料の納期について第四条第二項の規定を適用する場合には、同項中「区長が別に定める」とあるのは、「十月一日以後における区長が別に定める時期とする」とする。
- 4 当分の間、第五条第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

（提案理由）

区が行う後期高齢者医療の事務に関する必要な事項を定める必要がある。